

岩手県告示第 360 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 17 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
日鐵物流釜石株式会社	釜石市鈴子町 23 番 15 号	東日本物流株式会社	釜石市港町二丁目 4 番 10 号	釜石市鈴子町 23 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
日鐵物流釜石株式会社	釜石市鈴子町 23 番 15 号	東日本物流株式会社	釜石市港町二丁目 4 番 10 号	釜石市鈴子町 23 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日

3 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
日鐵物流釜石株式会社	釜石市鈴子町 23 番 15 号	東日本物流株式会社	釜石市港町二丁目 4 番 10 号	釜石市鈴子町 23 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日

4 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
日鐵物流釜石株式会社	釜石市鈴子町 23 番 15 号	東日本物流株式会社	釜石市港町二丁目 4 番 10 号	釜石市鈴子町 23 番 15 号	平成 19 年 4 月 1 日